

初任運転者講習受講助成金交付要綱

(平成 29 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、国土交通省の「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改訂」の告示を受け、会員事業者(以下「会員」という。)が運転者として新たに雇い入れた者に対し、自動車の運転に関して遵守すべき事項について指導教育する機会を新たに創設し、安全運転を遵守する初任運転者の養成に寄与することを目的とする。

(初任運転者の定義及び受講対象者)

第 2 条 長野県内の会員事業所に所属する初任運転者(但し、当該会員事業者において、初めてトラックに乗務する前 3 年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。)

(初任運転者講習)

第 3 条 県ト協が主催する初任運転者講習(座学Ⅰ)及び県ト協が指定する機関において開催する初任運転者講習(座学Ⅱ)とする。

1. 初任運転者研修(座学Ⅰ) 7 時間
2. 初任運転者研修(座学Ⅱ) 8 時間

(助成対象者及び助成額)

第 4 条 助成対象者は会員とし、**指定の講習を全て修了した場合(前条 1 及び 2、又は前条 2 に替えて会員事業所において初任者乗務員教育を実施した場合)**にその受講経費の一部として、受講者一人当たり 10,000 円を助成する。

但し、中部トラック総合研修センター等で実施する「初任運転者講習 5 日間コース」を受講した場合は本助成対象外とする。

(助成金の申請)

第 5 条 会員は、初任者研修が全て修了した場合、初任運転者講習受講助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、最終申請期限は、平成 30 年 3 月 15 日とする。

(助成金の交付)

第 6 条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請会員へ第 4 条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第 7 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第8条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。